

香美市告示第178号

香美市制限付一般競争入札実施要綱を次のように定める。

令和7年9月25日

香美市長 依光 晃一郎

香美市制限付一般競争入札実施要綱

香美市制限付一般競争入札実施要綱（平成21年香美市告示第83号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、香美市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ、その他契約（公有財産及び物品の売払い及び物件の貸付に関する契約を除く。）における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づく制限付一般競争入札の実施手続に関し、香美市契約規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象契約）

第2条 制限付一般競争入札の方法により締結する契約は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が規則第30条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額を超えるものとする。

（入札参加資格要件）

第3条 制限付一般競争入札に参加しようとする者に必要な要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 香美市の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、香美市入札参加資格停止等措置要綱（平成18年香美市告示第238号）の規定に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生手続又は再生手続の開始決定後に入札参加資格の再審査を受けた場合を除く。）。
- (5) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 建設工事においては、建設業法に基づく建設業の許可を受けている者又は、営業に関し法律上必要な資格を有していること。

（個別に定める入札参加資格要件）

第4条 政令第167条の5の2の規定による入札参加資格要件は、発注する契約の種類及び内容に応じて個別に定めるものとする。

2 発注する契約が建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事である場合は、前項の要件として、当該建設工事の設計金額に見合う格付等級の建設業者を対象とするように定めなければならない。

3 前項の格付等級は、別に定める建設工事におけるランク付け及び発注基準表に定めるところによる。

4 第1項の要件は、制限付一般競争入札の公告に明記しなければならない。

（参加申請）

第5条 入札参加者は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）、同種工事（業務）の施工（行）実績（様式第2号）を、それぞれ公告により指定した日時までに指定した場所に提出しなければならない。また、工事の場合は、配置予定技術者名簿（様式第3号）を、公告により指定した日時までに指定した場所に提出しなければならない。

2 入札参加者は、前項の制限付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した後に、その申請を取り下げるときは、原則として、入札日の前日までに制限付一般競争入札参加資格確認申請取下げ書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

3 入札参加者は、配置予定技術者名簿に記載した技術者が、複数の工事現場で同時に配置されることとなった場合は、配置予定技術者重複届書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（入札方式）

第6条 制限付一般競争入札は、当該制限付一般競争入札に参加するための入札前の申請手続を簡略化し、開札後に落札候補者から順に入札参加資格の確認を行い、適格である者を落札者として決定する方式で行う。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。